

独立行政法人 航海訓練所  
理事長 小川 征克 殿

平成 17 年 6 月 28 日  
監事 山内 哲  
監事 土橋 正義



## 監事意見書

私たち監事は、独立行政法人通則法第 38 条第 2 項の規定に基づき、平成 16 年 4 月 1 日から平成 17 年 3 月 31 日までの第 4 期事業年度の業務の執行について監査しました。その結果につき以下の通り報告します。

### 1. 監査の方法の概要

- (1) 月例の役員会、毎週開催の理事会その他重要な会議に出席するほか、理事長、理事部局長等から事業の報告を聴取し、重要な決算書類等を閲覧した。
- (2) 年間計画に基づき、本所及び練習船において業務及び財産の状況を調査した。
- (3) 会計帳簿等の調査を行い、財務諸表即ち貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書、行政サービス実施コスト計算書、利益の処分に関する書類及び付属明細書（以下、「財務諸表」という）並びに決算報告書につき検討を加えた。
- (4) 会計業務支援受託者、監査法人トーマツ東京事務所から年度調査計画及び調査結果の報告を聴取し面談を行った。

### 2. 監査の結果

- (1) 財務諸表（利益の処分に関する書類を除く。）について、法人の採用する会計処理の原則及び手続は、独立行政法人会計基準及び一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠し、又財務諸表の表示方法は、独立行政法人会計基準及び一般に公正妥当と認められる財務諸表の表示方法に関する基準に準拠しているものと認められた。よって財務諸表（利益の処分に関する書類を除く。）は、法人の財政状態、運営状況、キャッシュフローの状況及び行政サービス実施コストの状況を適正に示しているものと認める。
- (2) 利益の処分に関する書類は、法令に適合しているものと認める。
- (3) 決算報告書は、法人による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。
- (4) 理事長及び理事の職務執行に当たっては、不正の行為又は法令に違反する重要な事実は認められない。
- (5) 昨年 10 月の海王丸座礁事故に対しては経営陣の指導の下、部局を超えて全員が一丸となって、事故直後の緊急対応、被害者への補償措置、代替実習計画の実施などに当たった結果、教育訓練への実害を最小限に留める事が出来、且つ本船を復旧の軌道に乗せる事が出来た事は評価出来る。但し事故原因の内部調査を踏まえた同種事故の再発防止策として現在、安全管理マニュアルの見直しが進められているが、これの早期完成と現場への周知徹底が必要と考える。 以上